

使用前確認証

原規規発第2401194号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範 殿

令和5年5月25日付け令05原機(P)002(令和5年7月10日付け令05原機(P技)005、令和5年9月27日付け令05原機(P技)011、令和5年10月20日付け令05原機(P技)012及び令和5年12月8日付け令05原機(P技)016をもって一部変更)をもって申請がありました使用施設等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第55条の2第3項の規定に基づき確認したので、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)第2条の7の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和6年1月19日

原子力規制委員会